

「板橋区公共交通会議」の設置・開催について

1 目的

板橋区は、都市計画道路の整備率は高く、また、4つの鉄道路線と各駅を結ぶ路線バスが運行されており、他自治体に比べても恵まれた交通環境を有している。

しかし、少子高齢化に伴う担い手や利用者の減少、新型コロナウイルスの流行を受けた新しい生活様式等による影響を踏まえ、「板橋区交通政策基本計画」が掲げる「誰もが安心・安全・快適に移動できる持続可能な交通環境を構築する」ことが望まれている。

そこで、総合的な交通体系の整備、より一層の交通の利便性向上を図るための地域の需要・ニーズに即したサービスの提供や、利用者、事業者、行政の役割分担等について検討・協議する場として、板橋区公共交通会議を設置する。

2 構成員（20名）

- ① 学識経験者
- ② 住民または利用者の代表（町会連合会、商店街連合会、観光協会、公募）
- ③ 鉄道事業者
- ④ 一般旅客自動車運送事業者およびその組織する団体（バス、タクシー）
- ⑤ 国土交通省（東京運輸支局）
- ⑥ 道路管理者（国道、都道、区道）
- ⑦ 交通管理者（地元警察署）
- ⑧ 区職員（都市整備部長）

3 基本的な考え方・進め方

令和元年度に策定した板橋区交通政策基本計画の取組みを着実に進めていくため、利用者である区民、交通事業者、行政機関の連携・協力を図る場として運営し、板橋区版「交通まちづくり」の具現化を目指していく。

国土交通省の通達では、『地域交通の検討にあたっては、まず既存のバス・タクシーといった交通事業者の活用を十分に検討する必要がある』とのことであり、議論のステップとしては、この視点を基本とし、それでもカバーできない範囲で、新たな交通手段の検討と進めていく。

また、新技術の導入・活用は、高島平地域でのまちづくりと合わせて、交通事業者との連携による実証実験などの取組みの話もあり、実現に向けた協議などにも取り組んでいく。

4 検討・協議内容

次の主な3点を取扱う。なお、検討・協議においては、「交通」は人の営みの基本となる移動を担うものであるという視点で、交通以外の分野との連携・連動による「クロスセクター」効果を発現させていくための議論も盛り込んでいく。

① 交通の利便性向上・利用促進

《利便性向上》

- ・社会実験の検討・実施・分析
(住宅地におけるタクシー乗り場の設置)
- ・その他利便性向上のための取組み

《利用促進》

- ・公共交通（電車、バス、タクシー）の利用促進

② 公共交通網の強化を目指した取組み

- ・都市基盤の整備について（道路・交通結節点等）

③ 板橋区交通政策基本計画の進行管理等

- ・指標の設定
(短期的評価：重点プロジェクトに対する進捗管理)
(改定時評価：基本的施策の実現状況、意識意向調査・アンケート)
- ・進行管理
- ・計画改定

5 開催

(1) 第1回

日時：令和3年5月14日（金）14時～15時30分

会場：区役所4階 災害対策室

(2) 第2回以降

毎年度2回の開催を予定。

このほか必要に応じて、事業者等との個別協議を実施していく。

6 庁内組織

庁内の課長級会議において、各種の取組みの調整・展開を行っていく。